

下関市教育委員会 6月定例会 資料

令和4年6月30日（木） 9：30～

教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表	P 1
------------	-----

[議案]

第28号 令和4年度教育予算の補正（7月）について	別冊①
---------------------------------	-----

第29号 令和4年度下関市いじめ重大事態調査委員会委員の 委嘱について	P 2
--	-----

第30号 教育機関の職員の任命について	別冊②
---------------------------	-----

[臨時代理の報告]

○社会教育委員の解嘱及び委嘱について	P 3
--------------------------	-----

[報告事項]

○令和4年度こども文化パスポート事業について	P 4
○下関市学校給食調理等業務委託事業について	P 5
○令和4年度学校給食施設の委託化について	P 12
○学校生活における児童生徒等のマスクの着用について	P 13
○下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について	P 23
○下関市生涯学習プラザの臨時休館について	P 24
○安岡地区複合施設整備事業について	P 25
○特別展「歌を詠む武士（もののふ）」の開催について	P 31

教育委員会定例会 日程表

令和4年6月30日（木） 9時30分から
下関市教育センター 3階 中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程 1

【議案】

- | | | |
|------|-------------------------------|-------|
| 第28号 | 令和4年度教育予算の補正（7月）について | 教育政策課 |
| 第29号 | 令和4年度下関市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について | 学校教育課 |
| 第30号 | 教育機関の職員の任命について | 教育政策課 |

日程 2

【臨時代理等報告】

- | | |
|-------------------|-------|
| 社会教育委員の解嘱及び委嘱について | 生涯学習課 |
|-------------------|-------|

日程 3

【報告事項】

- | | |
|--------------------------|---------|
| 令和4年度こども文化パスポート事業について | 教育政策課 |
| 下関市学校給食調理等業務委託事業について | 学校保健給食課 |
| 令和4年度学校給食施設の委託化について | 学校保健給食課 |
| 学校生活における児童生徒等のマスクの着用について | 学校保健給食課 |
| 下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について | 生涯学習課 |
| 下関市生涯学習プラザの臨時休館について | 生涯学習課 |
| 安岡地区複合施設整備事業について | 生涯学習課 |
| 特別展「歌を詠む武士（もののふ）」の開催について | 歴史博物館 |

日程 4

【その他】

■次回開催予定 令和4年7月28日（木）

R4. 7月							R4. 8月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2			1	2	3	4	5
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27
24	25	26	27	28	29	30	28	29	30	31			
31													

閉会

下関市教育委員会
議案第29号

下関市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和4年6月30日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について

下関市附属機関設置条例（平成22年条例第3号）第2条及び下関市いじめ重大事態調査委員会規則第3条の規定に基づき、下記候補者に下関市いじめ重大事態調査委員会委員を委嘱する。

記

専門領域	氏 名	公 職 等	備考
法 曹	片 山 智 宏	山口県弁護士会 弁護士	継続
医 療	稲 野 秀	長門一ノ宮病院 院長 精神科医	継続
学 識	赤 堀 方 哉	梅光学院大学 学長補佐 教授	継続
心 理	松 田 敦 子	山口県公認心理師協会 公認心理師	継続
学校関係	植 田 和 公	下関市PTA連合会 会長	新規

任 期 ： 令和4年7月1日から令和5年6月30日

提案理由

令和3年度委員の任期満了に伴い、令和4年度委員を委嘱するため。

下関市教育委員会
報 告

臨時代理の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）第4条第1項の規定により、下関市社会教育委員の解嘱及び委嘱について下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月30日

下関市教育委員会
教育長 児 玉 典 彦

記

1. 委員の解嘱及び委嘱

解嘱	松永	英治
委嘱	植田	和公

2. 解嘱日及び委嘱期間

解嘱日	令和4年5月31日
委嘱期間	令和4年6月1日から令和5年5月31日まで

3. 説明

現職委員の人事異動に伴う、前任委員の解嘱並びに残任期間の後任委員の委嘱

令和 4 年度こども文化パスポート事業について

令和 4 年度こども文化パスポート事業について、下記のとおり実施しますので、報告いたします。

記

1 事業趣旨・経緯

子供たちが、地域の文化・歴史・自然に接することにより、豊かな心を育むとともに親子のふれあう機会を増やすことを目的として、文化施設をはじめとする様々な施設に、無料または一部割引で入場できるなど、施設で特典が受けられるパスポートを子供たちに配付するもの。

2 事業概要

項 目	内 容
対象エリア	北九州市、下関市、長門市、北九州都市圏（中間市・芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町）直方市、宮若市、小竹町、香春町、行橋市、吉富町
対 象 者	対象年度中で 3 歳以上中学生以下の人
実 施 期 間	7 月 1 6 日（土）～8 月 3 1 日（水） 4 7 日間
配 付 方 法	保育園・幼稚園・こども園・小中学校等で、パスポート（入場証）を配付
対 象 施 設	全 9 4 施設 （内訳） 下 関 市：2 0 施設、北九州市：5 0 施設 長 門 市： 6 施設、中 間 市： 2 施設 芦 屋 町： 2 施設、水 巻 町： 1 施設 岡 垣 町： 3 施設、遠 賀 町： 1 施設 直 方 市： 2 施設、宮 若 市： 3 施設 行 橋 市： 4 施設 <下関市の参加施設> 下関市立美術館、長府庭園、長府毛利邸、下関市立考古博物館、しものせき環境みらい館、下関市立近代先人顕彰館（田中絹代ぶんか館）、海峡ゆめタワー、下関市立しものせき水族館「海響館」、下関市立東行記念館、川棚温泉交流センター（烏山民俗資料館）、リフレッシュパーク豊浦、豊田湖畔公園、豊田ホテルの里ミュージアム、太翔館（下関市立豊北歴史民俗資料館）、つのしま自然館、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム、重要文化財旧下関英国領事館、下関市立歴史博物館、下関市火の山ロープウェイ、下関フィッシングパーク

下関市学校給食調理等業務委託事業について

新下関市場内に計画中的の下関市学校給食調理等委託事業における、建物の基本設計について報告するもの。

1 建物概要

建築面積 3, 944.75m²
 延床面積 6, 093.63m²
 構造・規模 鉄骨造 地上2階
 建物名称 下関アグリフードサービス(株) 新下関学校給食センター

2 基本設計書（抜粋資料）について

添付資料参照

3 今後のスケジュール（予定）

建築審査会 令和4年6月下旬
 実施設計及び確認申請手続き 令和4年4月～8月
 建設工事 令和4年9月～令和5年11月
 開業準備 令和5年12月～令和6年3月

	R3年度						R4年度												R5年度											
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
本契約	●																													
建築審査会																														
基本設計																														
実施設計、確認申請																														
建設工事																														
開業準備																														

下関アグリフードサービス（株）新下関学校給食センター新築工事



＜基本設計書＞

2022年5月

下関アグリフードサービス株式会社
大旗連合建築設計株式会社

※抜粋資料です

1. 事業概要

事業名称 下野アグリファームサービス（株）新下野字総合センター新築工事

所在地 山形県 新下野市 山形県新下野市一丁目2番1号

事業内容 新築 山形県新下野市一丁目2番1号 新築 山形県新下野市一丁目2番1号 新築 山形県新下野市一丁目2番1号

2. 敷地概要

敷地面積 約12,400㎡

3. 敷地利用

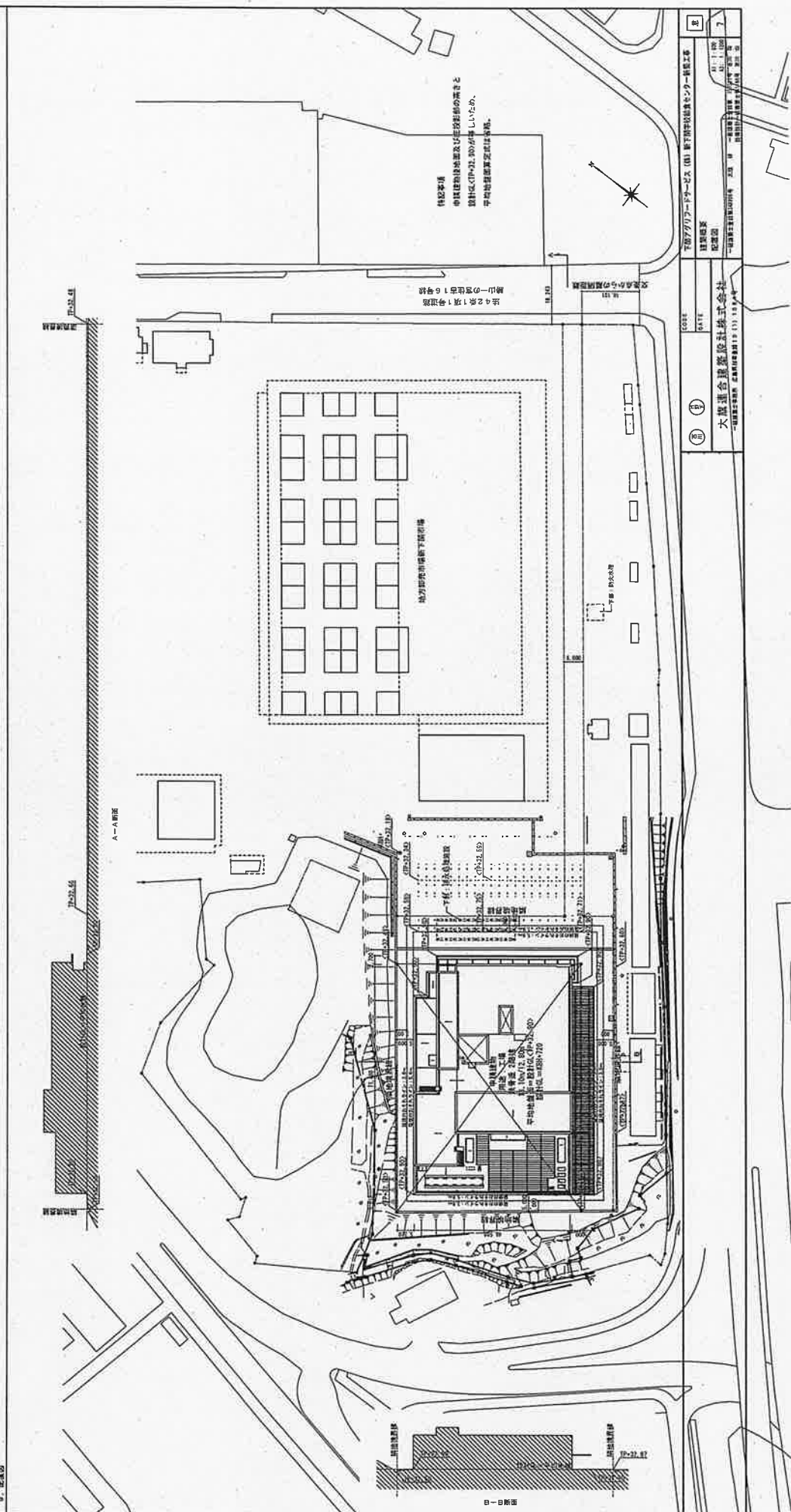
4. 計画内容概要

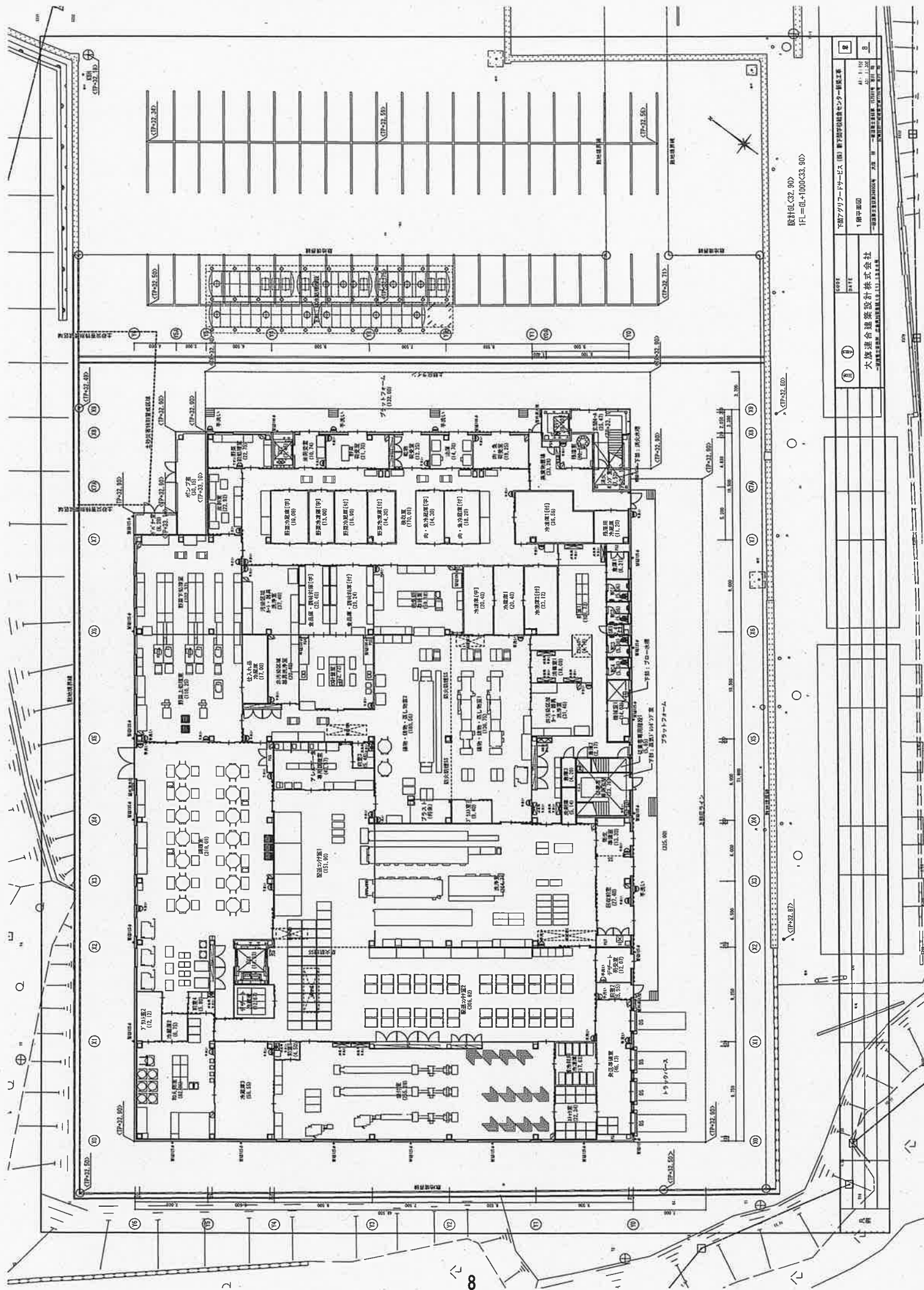
5. 計画内容

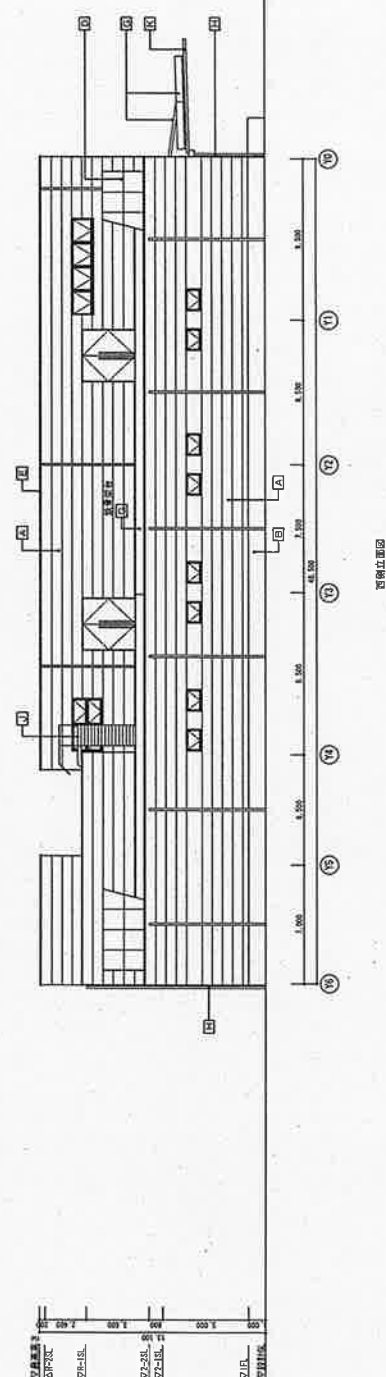
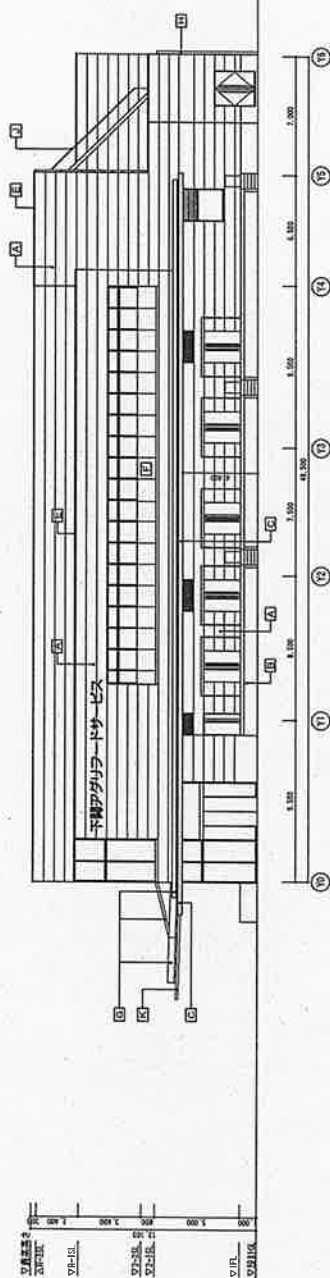
6. 建築概要

7. 設備概要

8. 計画内容




$$1FL = GL + 1000 \langle 33, 90 \rangle$$
[illegible]

[illegible]

令和4年度学校給食施設の委託化について

学校給食施設について調理業務の委託化を進めているところ、下記の学校について受託業者が決まったため報告するもの。

1. 委託対象校

- (1) 吉見小学校
- (2) 木屋川中学校

2. 施設の集約化

当該委託化に合わせ、施設等の老朽化が進む近隣学校の親子化を行い、学校給食の安定した提供の維持を図る。

- (1) 吉見小学校と吉見中学校を親子化

※吉見小で調理した給食を吉見中へ配送

食数：吉見小／184食、吉母小／12食、吉見中／92食 計288食

- (2) 木屋川中学校と吉田小学校を親子化

※木屋川中で調理した給食を吉田小へ配送

食数：木屋川中／113食、吉田小／51食 計164食

3. 委託業者

所在地：東京都調布市調布ヶ丘3-6-3

名 称：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役社長 山田 智治

※事業内容概要：レストラン、カフェ、保育園・幼稚園・学校給食等

※山口県内実績：周南市（H29）、防府市（H28）における学校給食調理業務

4. 委託期間

令和4年8月～令和7年7月（3年間）

5. 契約額

- (1) 吉見小学校分：32,010,000円

- (2) 木屋川中学校分：23,390,400円

6. その他

- ・内日小学校（内日中学校）：令和4年1学期間、小月小学校より給食配送
- ・名陵小学校：令和4～5年度の間、中部学校給食共同調理場より給食配送

学校生活における児童生徒等のマスクの着用について

学校生活における児童生徒等のマスクの着用について、市立小・中・高等学校での対応を報告するもの。

1. 概要

文部科学省より、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について、改めて留意事項（令和4年5月24日付け事務連絡）が示されたことを受け、市立小・中・高等学校及び保護者に対して当該留意事項等に関して周知を行った。

2. 周知内容

(1) 学校通知

令和4年6月1日付 下教保第693号 教育長通知

「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」

(2) 添付資料

・ 令和4年5月24日付 文部科学省 事務連絡

「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」

・ 保護者配付用文書及びリーフレット

下 教 保 第 6 9 3 号
令和4年(2022年)6月1日

下関市立各小・中学校長 様
下関商業高等学校長 様

下関市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

学校生活における児童生徒等のマスクの着用について

このことについて、別紙写しのとおり山口県教育庁学校安全・体育課長を通じて文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より通知がありましたのでお知らせします。

学校の各教育活動におけるマスクの着用について校内で共通認識を図っていただきますようお願いします。

マスクの着用、非着用により、差別・いじめ等の対象とならないよう配慮をお願いします。

なお、別途保護者向け文書「学校生活におけるマスクの着用について」及びリーフレットを全家庭に配付をお願いします。

下関市教育委員会教育部学校保健給食課
分類番号 01-04-01



令 4 教 安 体 第 2 3 9 号
令和 4 年 (2022 年) 5 月 2 5 日

下関市教育委員会
学校保健給食課長 様

山口県教育庁学校安全・体育課長

学校生活における児童生徒等のマスクの着用について

このことについて、別添写しのとおり文部科学省から通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴管下の公立幼稚園等及び小・中・高等学校に周知いただきますようお願いいたします。

また、学校の各教育活動におけるマスクの着用について校内で共通認識を図ることや、必要に応じて児童生徒等や保護者に対して周知を行うことについても御指導いただきますようお願いいたします。

なお、今回の通知は、夏季を迎える中で、児童生徒等のマスクの着用に関し、特に注意すべき点をお知らせするものであり、現在の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2022. 4. 1Ver8)」の記載及びその取扱いを変更する趣旨ではないことを申し添えます。

こども元気づくり班 担 当：伊藤 石川 松本 T E L：083-933-4685 FAX：083-922-8737 E-mail：itou.yoshio@pref.yamaguchi.lg.jp

厚生労働省「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を踏まえ、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について改めて御留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせします。



事 務 連 絡
令和4年5月24日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校生活における児童生徒等のマスクの着用について

先日5月20日に厚生労働省から別添「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」が公表され、

- ・ マスクの着用は引き続き基本的な感染対策であること
- ・ 身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化すること
- ・ 就学前の児童（2歳以上）のマスクの着用はオミクロン株対策以前の取扱いに戻すこと

等が示されました。また、昨日お知らせしたように令和4年5月23日には、それも踏まえて、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されたところです。

これらを受けて、特にこれから夏季を迎えるに当たり、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について改めて御留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設

置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いします。

記

1. 学校生活においてマスクの着用が不要な場面について

(1) 基本的考え方

今般の基本的対処方針の変更後においても、基本的な感染対策の重要性は変わるものではなく、引き続き、地域の実情に応じた基本的な感染対策（「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等）を徹底していく必要があります。

児童生徒等のマスクの着用に関し、文部科学省においては、これまで、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「学校衛生管理マニュアル」という。）等を作成し、それらの中で、学校教育活動において、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するべきとしつつ、マスクの着用が不要ない場面として、

- ・ 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。
- ・ 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。
- ・ 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用しましょう。

等としてきたところです。

一方で、上記のように、感染対策は、地域の実情に応じて実施していくことが重要であるものの、学校現場において、様々な理由から、マスクの着用が不要であると示した場面において慎重な取扱いを行う場合に、児童生徒等や保護者に対して必ずしも十分な説明が行われていないと思われるケースも見受けられます。また、これから気温・湿度や暑さ指数が高くなる中で、児童生徒等がマスクを着用することで、熱中症のリスクが高まるおそれもあります。

このため、厚生労働省の「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」及び今般の基本的対処方針の変更等も踏まえ、これまで学校衛生管理マニュアル等に示してきたもののうち、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について改

めて御留意いただきたい事項をお知らせしますので、児童生徒等に対する指導や説明の参考としてください。

なお、これらの事項は、これから夏季を迎える中で、児童生徒等のマスクの着用に関し、特に注意すべき点をお知らせするものであり、現在の学校衛生管理マニュアルの記載及びその取扱いを変更する趣旨のものではありませんので、その旨御留意ください。

(2) マスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意事項

厚生労働省の「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」及び基本的対処方針も踏まえ、特にこれから夏季を迎えるに当たって、学校生活においてマスクの着用が不要な場面の例として考えられるものを以下にお示しします。

いずれも、現在の学校衛生管理マニュアル等の記載をより具体的な場面に即して明確化したものであり、実際の運用に当たっては、地域の実情に応じたものとしつつ、学校衛生管理マニュアルの他の記載や関係の通知・事務連絡等も併せて御参照いただくようお願いします。

なお、これらの例は、記載する場面において児童生徒等のマスクの着用を禁止する趣旨ではないことから、熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒等に対しても適切な配慮が必要です。

- 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ありません。

その際、地域の感染状況等を踏まえつつ、児童生徒の間隔を十分に確保する、屋内で実施する場合には、呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける、こまめに換気を行う等に御留意ください。(学校衛生管理マニュアル p 40～)

- 運動部活動についても、体育の授業に準じつつ、近距離で組み合ったり接触したりする運動をはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応することが重要です。

特に以下に記載するような場面においては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底することが必要です。

- ・ 活動の実施中以外の練習場所や部室、更衣室、ロッカールーム等の共有エリアの利用時
- ・ 部活動前後での集団での飲食や移動時
- ・ 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や控え室、休憩スペース、会議室、洗面所等の利用時、開会式、抽選会、表彰式等の出席時、応援時
- ・ 寮や寄宿舎における集団生活時 等

また、感染対策を顧問の教師や部活動指導員等に委ねることなく、学校の管理職や設置者が顧問等から活動計画書等を提出させ、内容を確認して実施の可否を判断するなど、責任を持って感染対策に取り組むことが求められます。

(学校衛生管理マニュアル p 53～)

(※) スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

- 熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すよう指導するなど、熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要ありません。

特に小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導が必要です。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導してください。なお、公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用するなどの感染対策が必要です。(学校衛生管理マニュアルp58～)

- このほか、休憩時間における運動遊びや屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動等においても、別添「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて(令和4年5月20日厚生労働省)」の「1. マスク着用の考え方」に基づく取扱いとしてください。

2. 幼稚園における感染症対策について

幼児のマスクの着用については、これまでも無理して着用させる必要はないこととしておりましたが、今般の基本的対処方針の変更において、2歳以上の小学校就学前の幼児には、マスクの着用を一律には求めず、無理に着用させないとされたことも踏まえ、幼稚園においても、同様の対応であることについて改めて周知いたします。

その際、学校衛生管理マニュアル第5章にもあるとおり、幼児一人一人の発達の状況を踏まえ、幼児の体調に十分配慮した対応を取るとともに、幼稚園における感染症対策に留意した遊びの工夫や、幼児の発達を踏まえた衛生管理の工夫等を集めた事例集(※)を参考にするなどし、感染症対策を行うことが必要です。

なお、幼稚園においても、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられますが、園のマスクの着用の考え方については、保護者等の理解を得られるよう適切に対処するようお願いします。

(※) 幼稚園等再開後の取組事例集

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00456.html

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

- 下記以外の保健指導・衛生管理に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)
- 体育の授業に関すること
スポーツ庁 政策課企画調整室(内2674)
- 運動部活動に関すること
スポーツ庁 地域スポーツ課(内3953)
- 幼稚園に関すること
初等中等教育局⁴ 幼児教育課(内3136)

マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

- アドバイザリーボードで示された専門家の考え方（5/19）も踏まえ、以下のように対応する。
 - 基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更しない
 - 身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化
 - 就学前の児童（2歳以上）のマスク着用について、オミクロン株対策以前の取扱いに戻す
- 引き続き、マスク着用を含めた基本的な感染対策（手指衛生や換気など）を徹底していただくとともに、こうしたマスク着用に関する考え方は、リーフレット等を作成し、丁寧に周知・広報を行う。

1. マスク着用の考え方

	身体的距離(※)が確保できる ※ 2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋内(注)	屋外	屋内(注)	屋外
会話を行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可)	着用の必要はない 事例①	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない	着用を推奨する 事例③	着用の必要はない 事例②

(注) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。

※お年寄りやと会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

事例①
・ランニングなど離れて行う運動
・鬼ごっこなど密にならない外遊び

事例②
・徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合

事例③
・通勤電車の中

2. 小学校就学前の児童のマスク着用について

- 2歳未満（乳幼児） は、引き続き、マスク着用は奨めない。
- 2歳以上 は、以下のとおり、オミクロン株対策以前の新型コロナウイルス対策の取扱いに戻す。
「保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる」

(注) 2歳以上については、本年2月の基本的対処方針の改訂時に、オミクロン株の特徴を踏まえた対応とし「保育所等では、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める」としていた。

令和4年 月 日

保護者様

下関市教育委員会
教育長 児玉典彦

学校生活におけるマスクの着用について

保護者の皆様におかれましては、日々、新型コロナウイルス感染症対策を講じていただき感謝申し上げます。

これから夏季を迎えるに当たり、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、子どものマスクの着用について文部科学省よりリーフレットが示されましたので配付いたします。

気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すように指導します。

さらに、マスクの着用、非着用により、差別・いじめ等の対象とならないよう配慮しますので、保護者の皆様にもご理解ご協力をお願いいたします。

子どものマスク着用について



人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合においては、マスクを着用する必要はありません。また、就学前のお子さんについては、マスク着用を一律には求めています。



就学児について

（小学校から高校段階）

マスク着用の必要がない場面

屋外

- ・人との距離が確保できる場合
 - ・人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞離れて行う運動や移動、
鬼ごっこなど密にならない外遊び
＜例＞屋外で行う教育活動（自然観察・写実活動等）

屋内

- ・人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞個人で行う読書や調べたり考えたりする学習



学校生活

屋外の運動場に限らず、

プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際

※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう

※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

保育所・認定こども園・幼稚園等の

就学前児について

2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども

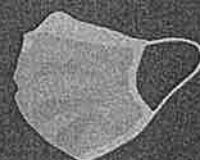
他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めています。マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。



気をつける
ポイント

- ▶ 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。
- ▶ マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。

※その他地域の状況に応じて、講じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。



報 告 事 項
令和 4 年 6 月 3 0 日
生涯 学 習 課

下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について

下関市青少年補導委員設置規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 7 3 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり、下関市青少年補導センター運営協議会から推薦され市長より委嘱されましたので、報告いたします。

記

1. 下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱

校区名	解嘱 (令和 4 年 5 月 3 1 日)	委嘱 (令和 4 年 6 月 1 日)
勝山校区	村中 克好	平田 浩二

2. 解嘱日及び委嘱期間

解 嘱 日 令和 4 年 5 月 3 1 日

委嘱期間 令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 3 1 日まで

3. 報告説明

青少年補導委員の任期（令和 3 年 6 月 1 日～令和 5 年 5 月 3 1 日）途中の
残任期間の委嘱替えを行ったもの。

下関市生涯学習プラザの臨時休館について

下関市生涯学習プラザについて、下記のとおり臨時休館とすることとしたので報告いたします。

記

1. 臨時休館とする日

令和4年9月30日（金）

※下関市立中央図書館は定例の休館日（設置条例第3条第1項第3号）

2. 臨時休館とする理由

下関市生涯学習プラザの指定管理者である公益財団法人下関市文化振興財団の申し出により、中央図書館を含む施設全体の消防法に基づく消防用設備の保守点検及び電気事業法に基づく受電設備の年次点検を実施するため。

【参考】

（1）下関市生涯学習プラザの設置に関する条例（抜粋）

（休館日）

第4条 プラザの休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、下関市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認めたときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

（2）下関市立図書館の設置等に関する条例（抜粋）

（休館日）

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- （1）月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日）
- （2）12月29日から翌年1月3日までの日
- （3）1月から11月までの各月の最終金曜日（その日が休日の場合は、その日の前日）及び12月28日

2 前項の規定にかかわらず、下関市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

安岡地区複合施設整備事業について

1. 進捗状況と今後のスケジュール

○令和3年度

- ・下関市PFI事業審査委員会(安岡地区複合施設整備事業)の開催
- ・要求水準書の策定
- ・事業者の公募、落札者の決定

○令和4年度

- ・事業契約の締結

○令和4年度～令和6年度

- ・設計、整備工事

2. 事業契約の概要

(1)事業名称 安岡地区複合施設整備事業

(2)契約の相手方 株式会社モア・ザン・グリーン

[構成企業](株)安成工務店、(株)合人社計画研究所、

(株)森芳楽園、(株)ブランドゥ

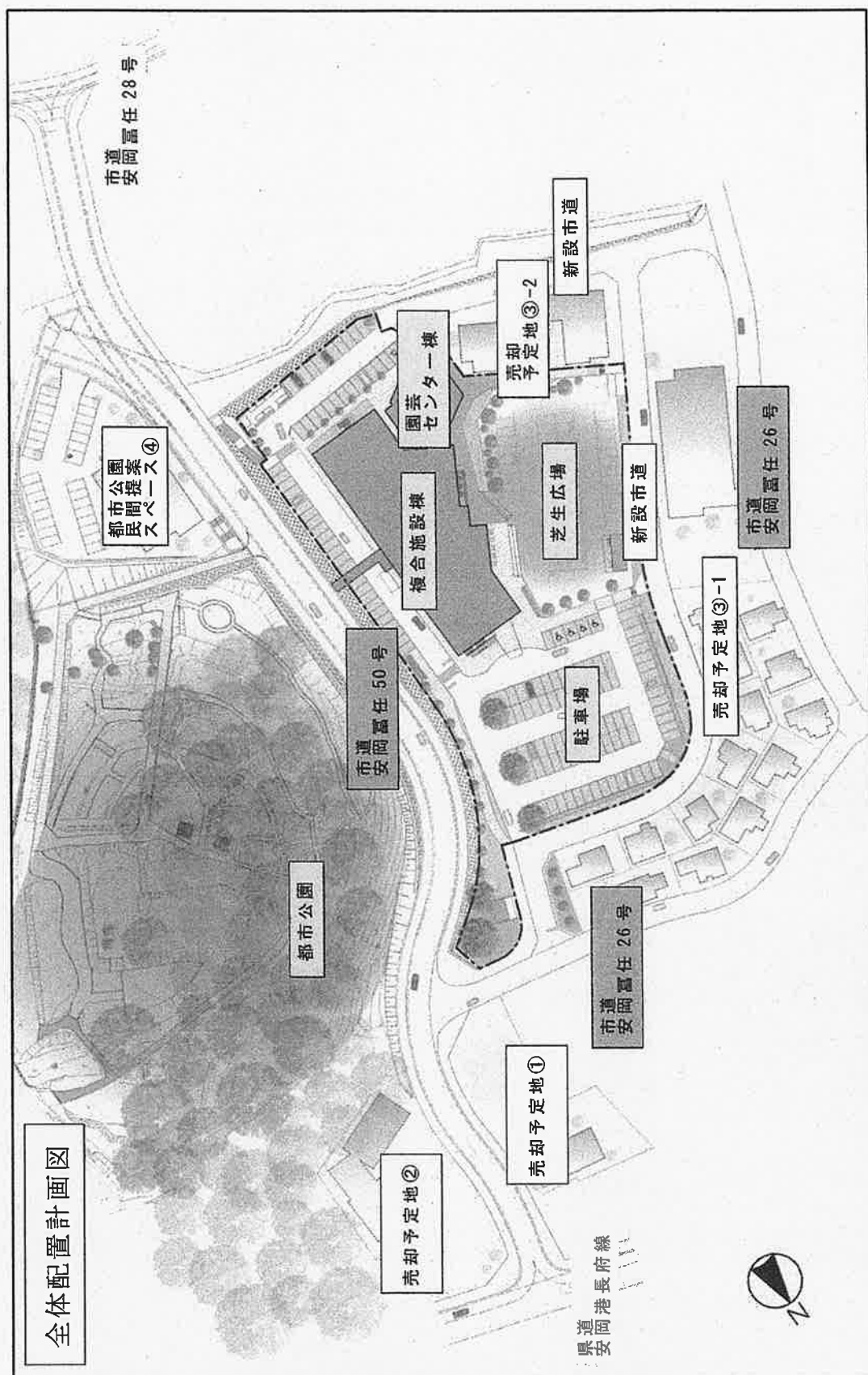
[協力企業](株)巽設計コンサルタント、(株)戸田芳樹風景計画

(3)契約金額 3,092,325,199円(税込)

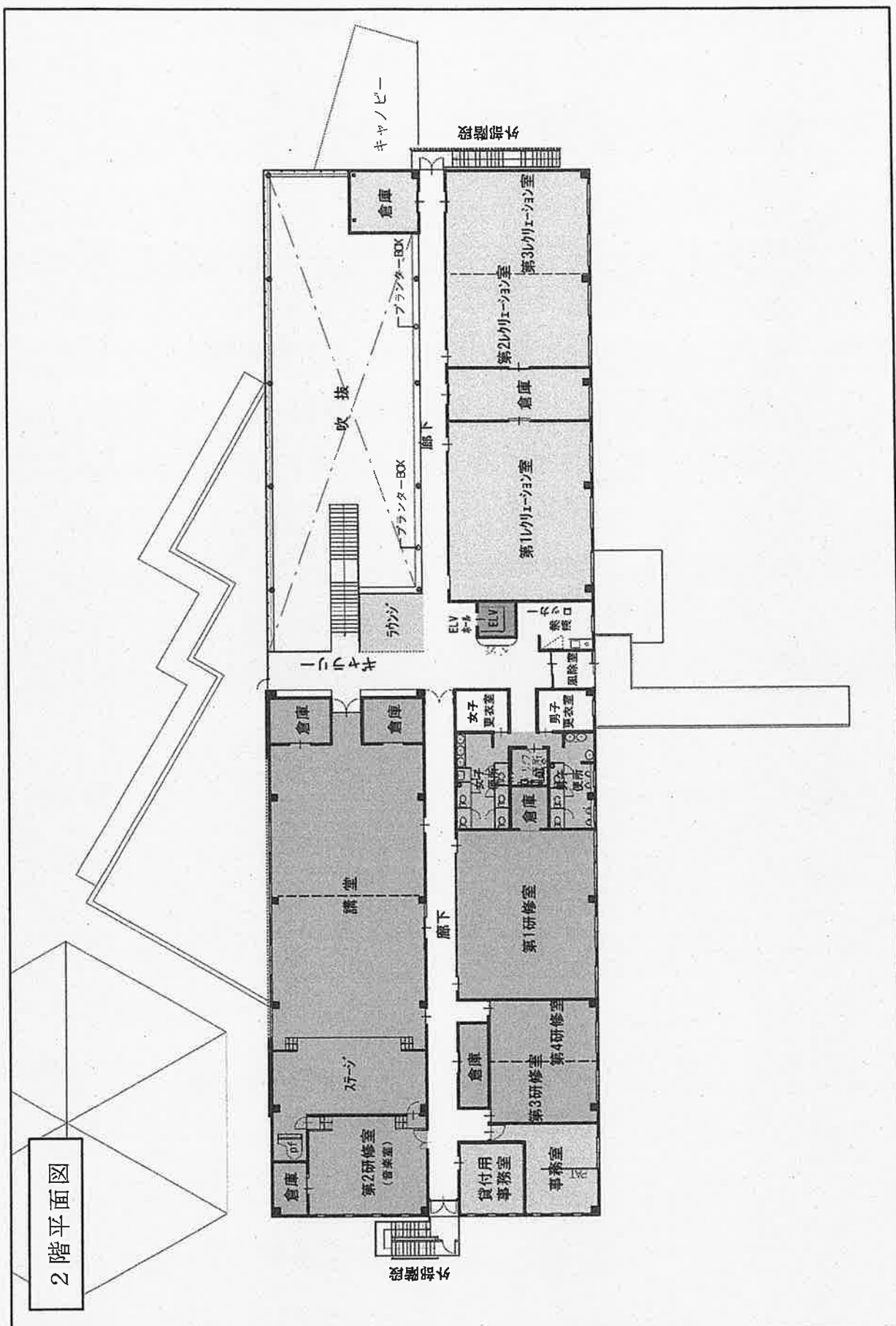
(4)事業期間 議会議決後から令和22年3月31日まで

(5) 提案概要

安岡地区複合施設	施 設	複合施設棟	園芸センター棟
	構 造	鉄骨造	木造
	階 数	地上 2 階	地上 1 階
	免震・制震・耐震の種別	耐震構造	
	建築面積	約 1,720 m ²	約 330 m ²
	延べ床面積	約 2,790 m ²	約 300 m ²
	主要施設	支 所：約 270 m ² 図書館：約 800 m ² コミュニティ施設：約 830 m ² アトリウム：約 300 m ²	実習・園芸相談施設：約 300 m ² (展示室含む)
駐 車 場		自動車駐車場：140 台（うち多目的駐車場 5 台） 自転車等駐車場：30 台	
芝生広場		整備面積約 2,050 m ²	
都市公園 (約 1.5ha)		園 路：約 140.0m 種まき花壇：約 420 m ² 足 元 灯：55 基（ソーラー充電式）	
民間提案		売却予定地①：集合住宅、コミュニティ菜園 売却予定地②：診療所、調剤薬局 売却予定地③：住宅地、介護施設・老人ホーム 障がい者就労支援施設 保育所、カフェ 売却予定地⑤：高齢者向けサービス施設 (安岡公民館跡地)	
		民間提案スペース④：園芸ショップ、 地元物産店、レストラン	

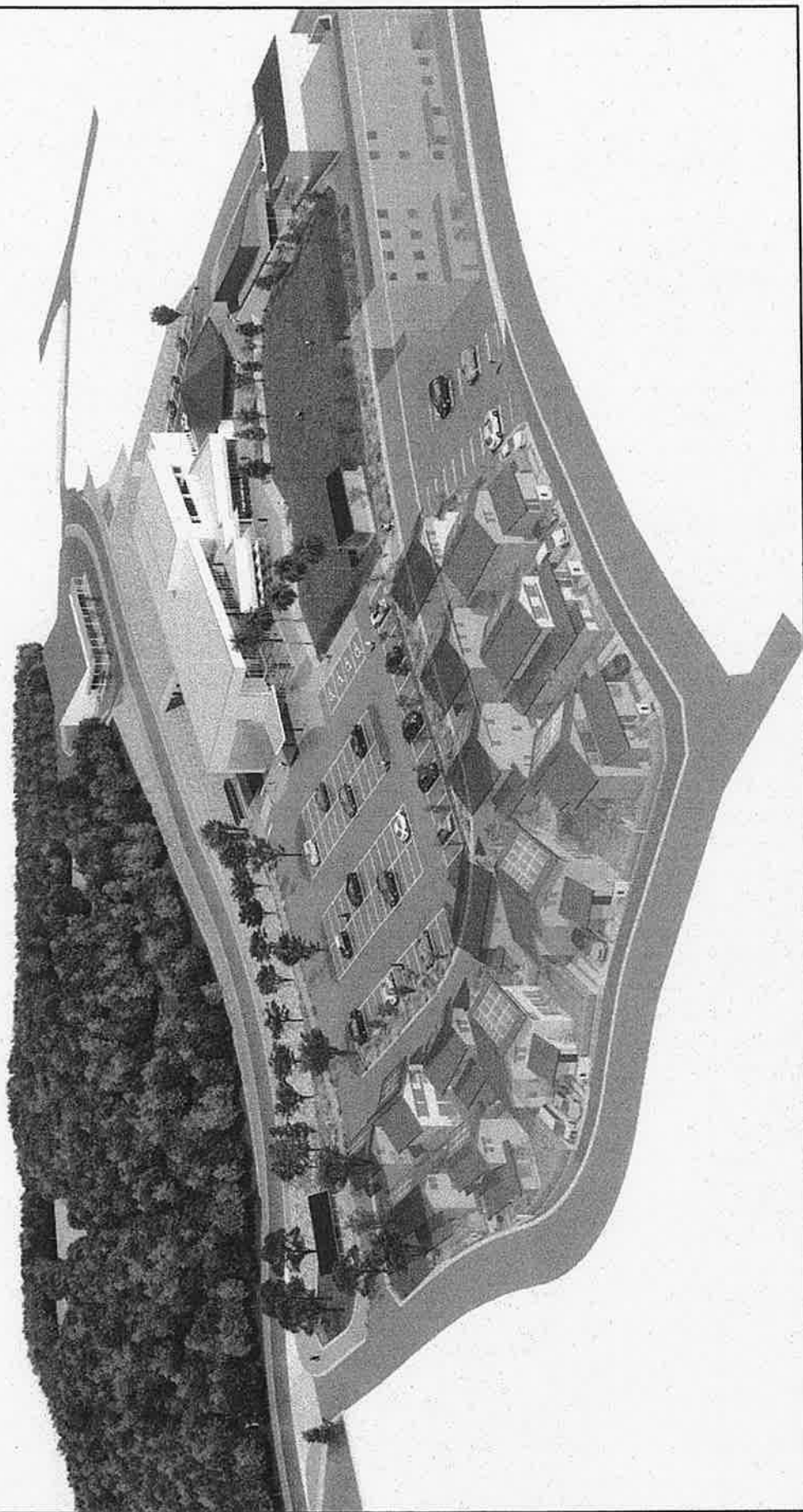


1 階平面図



2 階平面図

全体パース図



報 告 事 項
令和 4 年 6 月 3 0 日
歴 史 博 物 館

特別展「歌を詠む武士（もののふ）」の開催について

歴史博物館の特別展示の開催について、下記のとおり報告いたします。

記

1 名 称

特別展「歌を詠む武士（もののふ）」

2 概 要

本展示は、下関ゆかりの武士たちが詠んだ和歌・連歌に関する資料を展示することで、中世を生きた武士と歌との関係に迫るものです。武士はどのような機会に歌を詠み、どのような想いを歌に込めたのか、和歌・連歌に関するエピソードと合わせて紹介します。

3 会期等

令和 4 年 7 月 1 5 日（金）～令和 4 年 9 月 1 1 日（日）

休館日 月曜日（7 月 1 8 日は開館し、1 9 日に休館）

4 観覧料

一般 5 0 0 円（4 0 0 円）、大学生等 3 0 0 円（2 4 0 円）

※（ ）内は 2 0 名以上の団体料金。

※ 1 8 歳以下の方、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に在学の生徒、
障害者手帳をお持ちの方は無料。

※ 下関市内在住の 6 5 歳以上の方は 2 5 0 円。

5 その他

詳細は、別紙資料（席上配付）のとおり

以 上